社会福祉法人　起生会　定款

第一章　総則

（目的）

第1条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第二種社会福祉事業

（イ）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営

（ロ）　生計困難者に対する相談支援事業の経営

（ハ）　老人福祉法に基づく老人デイサービス事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人起生会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を福岡県福津市に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員１名、外部委員１名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、任期後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（召集）
第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第 13 条　評議員会に議長を置く。議長はその都度評議員の互選とする。

（決議）
第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項に規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議

事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第 16 条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事６名

（２）　監事２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第 17 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 18 条　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条　　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 20 条　　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

（役員の解任）

第 21 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 22 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第 23 条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第 24 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 25 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（召集）

第 26 条　理事会は、理事長が召集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 27 条　理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第28条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第29条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　福岡県福津市生家字古堤１７７４番地所在の鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき陸屋根平家建
サンドリームつやざきの建物　一棟（３９１．５０平方メートル）
②附属建物　木造スレートぶき平家建　事務所　一棟（８６．１２平方メートル）

（２）　福岡県福津市生家字古堤１７７３番地２所在の木造スレートぶき二階建
シーサイドヒルつやざきの建物　一棟（２９６．４５平方メートル）

（３）　福岡県福津市津屋崎３丁目７１６番地１所在の木造スレートぶき平家建
アトリエ「夢工房」の建物　一棟（２４６．１６平方メートル）

（４）　福岡県福津市生家字古堤１７７３番地４所在の木造スレートぶき二階建
シーサイドヒルつやざきWESTの建物　一棟（２３６．８５平方メートル）

（５）　福岡県宗像市神湊字西口４８５番５５所在の木造スレートぶき平家建
宗像さざなみの建物　一棟（２７０．３９平方メートル）

（６）　福岡県宗像市神湊字西口４５０番地５所在の木造スレートぶき二階建
宗像ゆうなぎの建物　一棟（４３０．６０平方メートル）

（７）　福岡県宗像市上八字大久保１９８９番地１所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺二階建　玄海さつきの杜の建物　一棟（１０７１．３６平方メートル）

（８）　福岡県福津市生家字古堤１７７４番所在のサンドリームつやざきの敷地
（８４７平方メートル）

（９）　福岡県福津市生家字古堤１７７３番２所在のシーサイドヒルつやざきの敷地
（５２９．９２平方メートル）

（１０）福岡県福津市津屋崎３丁目７１６番１所在のアトリエ「夢工房」の敷地
（４４５．２２平方メートル）

（１１）福岡県福津市生家字古堤１７７３番４所在のシーサイドヒルつやざき WEST　の敷地（３９３．４２平方メートル）

（１２）福岡県宗像市神湊西口４８５番５５所在の宗像さざなみの敷地
（３６１．２９平方メートル）
（１３）福岡県宗像市神湊字西口４５０番５所在の宗像ゆうなぎの敷地
（５１３．３１平方メートル）
（１４）福岡県宗像市上八字大久保１９８７番所在の玄海さつきの杜の敷地
（８０６平方メートル）
（１５）福岡県宗像市上八字大久保１９８８番所在の玄海さつきの杜の敷地
（１，２８２平方メートル）
（１６）福岡県宗像市上八字大久保１９８９番１所在の玄海さつきの杜の敷地
（３，４６８平方メートル）
（１７）福岡県宗像市東郷１丁目９７６番１所在のアシスト宗像ワークセンターの敷地
（１２２２．９６平方メートル）
（１８）福岡県宗像市東郷一丁目９７６番地１所在の木造スレートぶき平家建
アシスト宗像ワークセンターの建物　一棟（２８５．６９平方メートル）
②附属建物　木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建　事務所　一棟（２０４．５３平方メートル）
（１９）福岡県遠賀郡岡垣町東高倉二丁目２５番１所在のデイサービスセンター陽奏の敷地（６１６．９５平方メートル）
（２０）福岡県遠賀郡岡垣町東高倉二丁目２５番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建デイサービスセンター陽奏の建物１階部分（３２３．２０平方メートル）
（２１）福岡県遠賀郡岡垣町東高倉二丁目２５番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建デイサービスセンター陽奏の建物２階部分（３３５．７４平方メートル）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第３７条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第 30 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。
１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 31 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 35 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 36 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）

第 37 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）　住宅型有料老人ホーム

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章　役員等の損害賠償責任の免除

（役員又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第 38 条　理事、監事又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事及び監事又は評議員は、第三者に対して生じた損害を賠償する責任を負う。

２　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りではない。

（１）理事　次に掲げる行為

イ　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重大な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ　虚偽の登記

ハ　虚偽の広告

（２） 監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（評議員会における責任の免除）

第 39 条　理事及び監事の法人に対する責任は、総評議員の同意が無ければ免除することはできない。

２　前項の規定にかかわらず、理事、監事又は評議員の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の規定により免除することができる限度において第１４条第２項の決議をもって免除することができる。

（理事会における責任の免除）

第 40 条　理事又は監事が任務を怠ったことによって法人に生じた損害についての賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、法令の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第九章　解散

（解散）

第 41 条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 42 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第一〇章　定款の変更

(定款の変更)

第 43 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第一一章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 44 条　　この法人の公告は、社会福祉法人起生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 45 条　　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　宮脇　一彦
理事　　木戸　英優
〃　　白橋　恵美子
〃　　福嶋　知義
〃　　柴田　ナミエ
〃　　山下　智弘
監事　　天賀　和良
〃　　石田　和弘

附則

この定款は平成２９年４月１日から施行する。
この定款は令和　６年４月１日から施行する。
この定款は令和　７年４月１日から施行する。
この定款は令和　８年１月１日から施行する。